個人 9

受付	令和 7 年 6 月 3 日 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・(個人)）通告書

令和 7 年6月3日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名 大島もえ

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により6月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　3　件

2　質問方法

	１回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	１回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 7.6.3 事務局

別紙　　氏　名　大島　もえ

質　問　事　項 No.　1	市職員の「定員適正化計画」の実効性を高めるための「業務適正化」の推進について
要旨	現在、本市では限られた行政資源の中で効率的で持続可能な組織体制を目指し、「第７次定員適正化計画」（令和７年度～令和 11 年度）が進められています。 定員適正化には一定の意義がありますが、この計画では、継続的な職員数の減少が見込まれており、業務量や内容が従来どおり又は増加傾向にある場合、職員一人一人の負担が過度に増し、時間外労働の常態化や職員の疲弊、さらには市民サービスの質の低下といった影響が懸念され、持続可能な行政運営は困難です。 定員の適正化と行政サービスの質の維持・向上を両立させるためには、単なる職員数の削減にとどまらず、業務全体の見直しイコール「業務適正化」を組織的に推進する必要があります。特に以下の３点に重点的に取り組むことが求められます。 ①業務の量的・質的適正化 ②業務プロセスの合理化及びＩＣＴ等活用による効率化 ③優先順位の低い業務の縮小・廃止（いわゆるスクラップ） これらの取組により、職員の働き方改革とサービスの質の維持・向上を両立させる道が開かれます。今後の計画の運用に当たっては、職員の現場の実態と声を踏まえながら、業務そのものの見直しを組織的に進めることを求め、以下伺います。 （１）人員体制に見合った業務設計・管理について （２）これまでの「業務の見直し」成果と明らかになった課題について （３）「業務が減るどころか増えている」との職員の実感についての実態調査やヒアリングと、そこから見えた課題や対応方針について （４）計画対象外にある会計年度任用職員・委託職員などを含めた人的資源の実態把握と今後の対応について （５）多様な職員（女性、若手、育児・介護中、障がい者等）を包摂し、安心して働ける職場環境の実現に向けた状況と課題について

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　大島　もえ

質　問　事　項 No.　2	人権尊重と信頼を基盤にした子どもを主体とする 中学「校則」へ
要旨	校則は、こどもの人権を尊重し、納得と信頼の上に成立するルールだと考えます。子どもとともに「なぜ必要か」「どうあるべきか」を考え育てていくことは、民主主義を実践する教育の場でもあります。 以下、５つの視点から、市内公立中学校の校則の現状について伺います。 （１）人権の尊重について 校則は、生徒を「管理」するものではなく、学校生活を快適で安全にする共通ルールであり、頭髪・服装・持ち物などに関する規定についても、合理的根拠があり、差別やハラスメントにつながらないものとなっているか。 （２）「ルールの主体」について 校則を「守らせるもの」ではなく、「共に考え、つくるもの」として、子どもの意見表明権（子どもの権利条約第 12 条）を尊重しているか。また、こうした取組を通して、生徒の主体性や学校への信頼を高めることにつながっているか。 （３）目的と効果について 校則の目的と効果が明確であり、「なぜ必要なのか」という問いに対して教育的な意図や合理性をもって説明できる内容となっているか。また、単に慣習やトラブル回避を理由とせず、教育的意図が示されているか。 （４）柔軟な見直しについて 校則は、社会や価値観の変化に応じて柔軟に見直される仕組みがあるか。また、ウェブ等での公開や、生徒・保護者・教職員による定期的な見直しの協議が制度的に設けられているか。 （５）信頼に基づく指導について 校則の運用において、監視や強制が先行することなく、生徒との信頼関係を前提とした指導が行われているか。また、信頼を基盤としない指導は、教育的意義を損なうおそれがあるとの認識の下に運用されているか。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　大島　もえ

質　問　事　項 No.　3	「持たないリスク」から転換し、生活インフラとしての火葬場建設と広域連携の検討について
要旨	火葬場（斎場・斎苑を含む。以下「火葬場」と呼ぶ。）は、今や「任意」ではなく「不可欠」な生活インフラです。 尾東地区では建設方針を表明したみよし市を除き、本市を含む５市町が火葬場を自前で保有せず他市に依存しており、これまではなんとか成り立っていましたが、今後の多死社会と利用制限により、「持たないリスク」が急激に高まっており、火葬場を持たないという選択の限界が来ていると考えます。 火葬場を持たない自治体の不利益は、市民の負担が大きすぎることです。 ・14 倍の利用料金（例：市内住民 5,000 円、市外住民７万円） ・市内利用者優先予約等、今後更なる利用制限や費用格差が広がるおそれ　等 火葬場は「オプション」ではなく、上下水道やゴミ処理施設と同様、地域に不可欠な公共インフラと位置付けるべきです。 「いつかは必要になる」と捉えるのか「もうすでに足りない」と捉えるのか、利用料格差・予約制限といった見えにくい不利益は、住民の尊厳にも関わります。計画から 10 年掛かるとも聞きます。広域連携等による自前整備への第一歩を、今、踏み出すことが自治体の責任であると考え、以下の視点から、火葬場建設を公共インフラとしての捉え直しを提言し、考えを伺います。 １　市民サービスの点から、市民に費用と負担を転嫁せず、最期まで自治体が責任を持つこと ２　利用環境の点から、遅延・高額・制限ではなく安定・迅速対応へ ３　他市の御厚意頼みで不安定な状況から、広域経営で安定・合理的に （１）近隣市の火葬場整備状況をどう把握し、将来見通しをどう分析しているか （２）火葬場を持たない隣接市町との広域連携に向けた協議・構想の現状と今後の可能性 （３）利用格差を放置せず負担と公平性の再設計について （４）「ゆりかごから墓場まで」という自治体責任の理念に照らし、最期の支援の在り方をどう考えるか

※　申し合わせ事項に留意する。